

No.	案件名称	契約の種類	主管局	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	ビートノズル外4点(住之江工場) 買入	産業用機器	環境局	倉敷紡績(株)	3,650,850	平成24年1月5日		契約の性質または目的による場合	
2	炉用部品(平野工場) 買入(その2)	産業用機器	環境局	JFEエンジニアリング(株)	11,340,000	平成24年1月6日		契約の性質または目的による場合	
3	混練機部品(平野工場)買入(その2)	産業用機器	環境局	本田鐵工(株)	3,378,900	平成24年1月6日		契約の性質または目的による場合	
4	有機溶剤蒸気吸着処理装置 修繕	産業用機器	交通局	パーカーエンジニアリング(株)	9,397,500	平成24年1月13日		契約の性質または目的による場合	
5	患者監視装置一式 買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	24,066,000	平成24年1月13日		契約の性質または目的による場合	
6	自動体外式除細動器一式 買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	13,986,000	平成24年1月13日		契約の性質または目的による場合	
7	高速車両(30000系)戸閉回路改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	近畿車輛(株)	3,794,700	平成24年1月13日		契約の性質または目的による場合	
8	重度障害者等タクシー給付券(32枚綴)外4点 印刷	活平版	健康福祉局	光村印刷(株)	10,460,268	平成24年1月17日		契約の性質または目的による場合	
9	転削盤 修繕	産業用機器	交通局	川重商事(株)	2,730,000	平成24年1月17日		契約の性質または目的による場合	
10	ごみ処理手数料等改定周知用北区広報紙折込環境局特集版 外10点印刷(その2)	活平版	環境局	サンケイ総合印刷(株)	2,600,524	平成24年1月18日		契約の性質または目的による場合	
11	軸受洗浄装置 修繕	産業用機器	交通局	神鋼造機(株)	4,882,500	平成24年1月19日		契約の性質または目的による場合	
12	ルミスクリーン方向幕(補足用) 買入	自動車用品	交通局	(株) 三彩工芸社	15,016,927	平成24年1月20日		契約の性質または目的による場合	
13	空気呼吸器用面体 買入	消防・防災用品	消防局	キンパイ商事(株)	6,262,200	平成24年1月20日		契約の性質または目的による場合	
14	台車装置部品-5(空気ばね外筒組立(80系)外4点)買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	7,119,000	平成24年1月23日		契約の性質または目的による場合	
15	レール削正車(RG-8)修繕(その2)	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友金属テクノロジー(株)	3,753,750	平成24年1月23日		契約の性質または目的による場合	
16	高速車両(新20系)端バリ亀裂部調査及び溶接修繕	船舶・航空機・鉄道	交通局	川崎重工業(株)	8,925,000	平成24年1月24日		契約の性質または目的による場合	
17	床下戸閉三方コック(ボール)買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	ナブテスコ(株)	7,245,000	平成24年1月24日		契約の性質または目的による場合	
18	高速車両用 戸閉機部品 その1 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	ナブテスコ(株)	1,996,575	平成24年1月24日		契約の性質または目的による場合	
19	高速車両(10系・20系・新20系)運転状況記録装置設置に伴う継電器盤改造(1)	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) カナデン	13,513,500	平成24年1月25日		契約の性質または目的による場合	
20	リレー外1点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) カナデン	7,144,200	平成24年1月25日		契約の性質または目的による場合	
21	80系用集電装置 カーボンすり板(2)買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	帝国カーボン工業(株)	1,913,520	平成24年1月26日		契約の性質または目的による場合	
22	高速車両(新20系)路線案内表示器製造(3)	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) 交通電業社	17,073,000	平成24年1月27日		契約の性質または目的による場合	
23	高速車両(新20系)主電動機(一部更新)改造(2)	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) 東芝	37,905,000	平成24年1月27日		契約の性質または目的による場合	
24	高速車両(新20系)可動式ホーム柵対応・中間更新に伴う伝送モニター装置改造(2)	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) 交通電業社	18,690,000	平成24年1月27日		契約の性質または目的による場合	
25	運転状況記録装置設置改造部品(伝送端末装置付加器外2点)買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) 交通電業社	13,356,000	平成24年1月27日		契約の性質または目的による場合	
26	車体洗浄装置 修繕	産業用機器	交通局	川重商事(株)	3,570,000	平成24年1月30日		契約の性質または目的による場合	
27	台車立体格納装置 製造	産業用機器	交通局	(株) 日立製作所	94,080,000	平成24年1月31日	適用	契約の性質または目的による場合	
28	高速車両用幌 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) 成田製作所	10,138,590	平成24年1月31日		契約の性質または目的による場合	
29	70系車両(中間更新改造車両)屋根絶縁塗装修繕	船舶・航空機・鉄道	交通局	川重車両テクノ(株)	2,677,500	平成24年1月31日		入札に付することが不利な場合	
30	転落防止装置ラバースプリング 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	近畿車輛(株)	38,380,230	平成24年2月1日		契約の性質または目的による場合	
31	救急車内消毒機一式買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	3,675,000	平成24年2月2日		契約の性質または目的による場合	
32	高速車両(66系)中間更新に伴う制御装置(一部更新)製造(1)	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	143,535,000	平成24年2月3日		契約の性質または目的による場合	
33	高速電気軌道第2号線新造車両(30000系)冷房装置予備品製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	8,400,000	平成24年2月3日		契約の性質または目的による場合	
34	高速電気軌道第2号線新造車両(30000系)ATC車上装置予備品製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	12,862,500	平成24年2月3日		契約の性質または目的による場合	
35	徴税事務用発券機外1点借入(その2)	その他賃貸	財政局税務部	(株) 明光商会	1,879,500	平成24年2月3日			
36	連結柱支え外1点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	東芝トランスポートエンジニアリング(株)	27,770,400	平成24年2月8日		契約の性質または目的による場合	
37	擦り板組立 2点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	東洋電機製造(株)	15,737,400	平成24年2月10日		契約の性質または目的による場合	
38	輪重測定装置 修繕	産業用機器	交通局	八洲器材(株)	2,625,000	平成24年2月14日		契約の性質または目的による場合	
39	ろ過式集じん装置用ろ布(鶴見斎場)買入	産業用機器	環境局	ホーコス(株)	4,198,950	平成24年2月20日		契約の性質または目的による場合	
40	合成制輪子(5)外3点 その2 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	ナブテスコ(株)	7,371,000	平成24年2月21日		契約の性質または目的による場合	

41	元空気ダメ管引通締切コック(1/2平行ボール)外3点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	ナブテスコ(株)	1,990,800	平成24年2月21日		契約の性質または目的による場合
42	水道局庁内情報ネットワークシステム関係機器(増設分)長期借入	情報処理用機器	水道局	東京センチュリーリース(株)	29,986,740	平成24年2月22日	適用	契約の性質または目的による場合
43	ハイスピードマイクロスコープ一式買入	OA機器・用品	ゆとりとみどり振興局	(株)キーエンス	5,985,000	平成24年2月23日		契約の性質または目的による場合
44	ブリキぜんまい電車 買入	日用品類	交通局	(株)赤い電車	2,929,500	平成24年2月27日		契約の性質または目的による場合
45	テスト用ICカードシステム中継装置製造	OA機器・用品	交通局	(株)日立製作所	15,225,000	平成24年3月1日		契約の性質または目的による場合
46	ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析計 修繕	理化学機器	水道局	(株)ジェイ・サイエンス関西	2,310,000	平成24年3月6日		契約の性質または目的による場合
47	66系主電動機部品(リード線)(1)買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)東芝	5,208,000	平成24年3月7日		契約の性質または目的による場合
48	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入	産業用機器	環境局	ホソカワミクロン(株)	4,830,000	平成24年3月9日		契約の性質または目的による場合
49	簡易型自動体外式除細動器一式買入(その2)	医療用機器	消防局	(株)アダチ	28,158,375	平成24年3月9日		契約の性質または目的による場合
50	日本信号製自動改札装置(梅田駅外15駅)製造	産業用機器	交通局	日本信号(株)	593,250,000	平成24年3月23日		契約の性質または目的による場合
51	東芝製自動改札装置(東三国駅外22駅)製造	産業用機器	交通局	(株)東芝	714,735,000	平成24年3月27日		契約の性質または目的による場合
52	オムロンソーシャルソリューションズ製自動改札装置(難波駅外27駅)	産業用機器	交通局	オムロンソーシャルソリューションズ(株)	889,350,000	平成24年3月29日		契約の性質または目的による場合

随意契約理由書

1 案件名称

ビートノズル外4点（住之江工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入するビートノズル外4点は、倉敷紡績株式会社製の排ガス洗浄装置を構成する部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。したがって、本製品の詳細な寸法および関連機構との関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作が不可能であるため、倉敷紡績株式会社の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、倉敷紡績株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場（電話番号06-6681-0035）

随意契約理由書

1 案件名称

炉用部品 (平野工場) 買入 (その2)

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

炉用部品はJ F Eエンジニアリング (株) 施工による焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、J F Eエンジニアリング (株) 製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

炉用部品はJ F Eエンジニアリング (株) のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング (株) と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 (電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

混練機部品（平野工場）買入（その2）

2 契約の相手方

本田鐵工（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

混練機部品は本田鐵工（株）による混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、本田鐵工（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

混練機部品は本田鐵工（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、本田鐵工（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 （電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称
有機溶剤蒸気吸着処理装置修繕

2 契約の相手方
パーカーエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

有機溶剤蒸気吸着処理装置は、定期検査時に有機溶剤を使用し車両部品を洗浄する際に発生する溶剤の蒸気を、大気に放出する前に大気汚染防止のため、この装置により蒸気を吸着させ、浄化する装置である。

この有機溶剤蒸気吸着処理装置は、製作メーカーであるパーカーエンジニアリング株式会社の独自の技術によって設計されている。また使用する部品の設計図やデータなどは、他社には公開しておらず企業秘密とされている。

このため装置が正常に機能するための性能保証上、パーカーエンジニアリング株式会社以外は、修繕を行うことができない。

上記理由により、パーカーエンジニアリング株式会社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

患者監視装置一式買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

患者監視装置は、救急隊員が傷病者の状態を把握するために必要な心電図、脈拍数、血圧、血中酸素飽和度等を測定する医療機器である。さらに、多数傷病者発生時に複数の傷病者に除細動を実施できること、除細動不作動事案発生時に対応するため除細動機能を有することが必要であり、類似製品と以下3点について比較検討した。

- ・ ディスプレイは見やすいカラー液晶であること
- ・ 心電図、SP02 値、血圧値及び脈拍数を測定できること
- ・ 除細動機能を有すること

上記すべてを満たすものは(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製のハートスタートMRxのみであり、本製品を選定する。

(2) 業者選定理由

本製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であり、販売元はレールダルメディカルジャパン(株)である。レールダルメディカルジャパン(株)は、日本国内の消防機関における(株)フィリップスエレクトロニクスジャパンの唯一の医療機器販売代理店であり、(株)アダチはレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大坂府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局 警防部 救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

自動体外式除細動器一式買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

自動体外式除細動器は、心停止した傷病者の心電図を解析し、必要に応じて除細動を行うための高度救急救命処置用資器材であり、類似製品と以下5点について比較検討した。

- ・ 二相波形式であること
 - ・ 心電図が測定できること
 - ・ 小児に除細動を実施するための小児用モード機能を有すること
 - ・ 小型軽量であり救急バッグにも収納可能で携帯性に優れ傷病者搬送時に障害とならないこと
 - ・ 測定したデータを出力し有線（データカード）でパソコンに転送できること
- 上記すべてを満たすものは(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製のハートスタート FR3 Proのみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

(2) 業者選定理由

本製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であり、販売元はレールダルメディカルジャパン(株)である。レールダルメディカルジャパン(株)は、日本国内の消防機関における(株)フィリップスエレクトロニクスジャパンの唯一の医療機器販売代理店であり、(株)アダチはレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

高速車両（30000系）戸閉回路改造

2 契約の相手方

近畿車輛株式会社

3 随意契約理由

戸閉回路は、乗務員室に設けられた車掌スイッチを操作することで、乗客乗降口扉に接続された戸閉機に電気指令を伝達し、列車全体に渡って扉の開閉制御を行うものであり、安全走行上、高度な信頼性が要求される。

本件は、契約日 平成20年5月28日 契約番号80012「高速車両（30000系）車体製作および艤装」、契約日 平成21年3月27日 契約番号80106「高速車両（30000系）車体製造および艤装」、契約日 平成22年3月19日 契約番号80095「高速車両（30000系）車体製造及び艤装」で契約した車体製作および艤装（近畿車輛株式会社製）を改造するものである。

30000系車両の戸閉回路は、製作メーカーである近畿車輛株式会社独自の技術で設計されており、構造、製作時のデータ等については、他社に公開しておらず企業秘密とされている。

このため、正常に機能するための性能保証上、同社以外は改造をすることが出来ない。以上の理由により近畿車輛株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施工令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号06-6585-6583）

随意契約理由書

1 案件名称

重度障害者等タクシー給付券（32枚綴） 外4点 印刷

2 契約の相手方

光村印刷（株）大阪支店

3 随意契約理由

重度障害者等タクシー給付券（32枚綴） 外4点（以下「タクシー券」という。）については、平成14年1月にカラーコピーされ使用されたものが発見され、平成14年4月からはタクシー券に偽造防止措置を採用している。

また、平成19年4月以降、カラー複写機の普及、技術の進歩への対応を行うため、カラーコピーの際に隠し文字が赤色に変色するカラー変化方式を採用している。これは、タクシー券の利用がタクシーの車内のみであり、夜間におけるタクシー車内での薄暗い室内灯であっても赤色の潜像が現れ、潜像と背景の境目が色の差として強調されるため、タクシー券の印刷を行ううえで最も有効な改ざん防止措置であり、本件印刷においてもこのカラー変化方式を採用することとする。

カラー変化方式は、光村印刷（株）が平成18年10月20日付けで特許第3867915号により、特許を取得し、技術保護がされており、今後他社への技術提供は行わないことを確認している。

以上により、本件印刷については、光村印刷（株）のみが行うことができ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により光村印刷（株）を特名し、特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康福祉局障害者施策部障害福祉課（電話番号 06-6208-7994）

随意契約理由書

1 案件名称

転削盤 修繕

2 契約の相手方

川重商事株式会社

3 随意契約理由

転削盤は、車輪表面を正規の形状に修正するために車輪表面を削る装置である。

車輪は、使用することにより摩耗、フラット（急ブレーキにより車輪がスリップし、車輪の一部が偏摩耗した状態）が発生する。フラット状態になると騒音が発生し、乗客苦情の原因になったり、軸受等車両の他の構成部品への影響が発生したりする。またレールに過大な力がかかり、軌道にも悪影響を及ぼすため早急な処置が必要である。特に車輪の摩耗の仕方によっては、脱線の危険性が高くなる。

よって車輪状態の適正管理は、列車の安全運行の上で非常に重大な要素である。

この転削盤は、製作メーカーである川崎エンジニアリング株式会社独自の技術で設計されており、製造、製作時のデータ及び分解整備組立に要するデータ等については、他社に公開しておらず企業秘密とされている。このため装置が正常に機能するための性能保証上、川崎エンジニアリング株式会社以外は、修繕を行うことができない。

よって川崎エンジニアリング株式会社の唯一の代理店である、川重商事株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 車両課

(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

ごみ処理手数料等改定周知用北区広報紙折込環境局特集版 外 10 点印刷
(その2)

2 契約相手方

サンケイ総合印刷 (株)

3 随意契約理由

平成 24 年 4 月 1 日施行のごみ処理手数料等の改定にかかる市民・事業者への周知について、市政情報の周知率の高い区広報紙 (2 月号) を活用することとしたが、今回の情報量は多量であり、通常の区広報紙の紙面では掲載することができないため、区広報紙を増ページする必要性が生じた。

増ページ部分は区広報紙の一部であるため、この部分の印刷については、区広報紙の印刷業務を請け負っている業者でなければ履行することができない。

以上の理由により、北区外 10 区について広報紙印刷を請け負うサンケイ総合印刷 (株) と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境施策部 資源循環課 (電話: 6630-3271)

随意契約理由書

1 案件名称
軸受洗浄装置 修繕

2 契約の相手方
神鋼造機株式会社

3 随意契約理由

軸受洗浄装置とは、車輪を支えるための車軸から取外された軸受を整備前に洗浄する装置で、搬入から薬液洗浄、高温水洗浄、防錆まで洗浄された軸受の搬出まで自動で行うための装置である。

軸受洗浄装置内部の洗浄用配管系統や薬液、高温水の循環系統などは、製作メーカーである古野電気株式会社独自の技術によって設計されている。また使用する部品の設計図やデータなどは、他社には公開しておらず企業秘密とされていたが、メンテナンス事業については、神鋼造機株式会社株式会社に事業移管された。

装置が正常に機能するための性能保障上、神鋼造機株式会社以外は、修繕を行うことができない。

よって、神鋼造機株式会社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部 車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

ルミスクリーン方向幕（補足用）買入

2 契約の相手方

株式会社 三彩工芸社

3 特名理由

(1) 製品指定理由

方向幕は、限られたスペースに路線バスの運行系統番号及び行き先名を誤りの無いよう標示し、お客様へ案内するものである。よって、必要な情報が効果的に伝わり、見間違いの無いようデザインが統一されていることが必要であり、路線バスを運行するには必要不可欠なものである。また、地域住民の方からの要請を参考に、その利便向上を図るために運行経路を検討するので、運行開始までの期間が短いのが現状であり、運行に間に合うよう手配することが重要である。

方向幕を使用する際、運行経路ごとに標示内容が異なるため、方向幕巻取機により巻取り動作を行う必要があり、標示位置を正確にするため、光学的に検出してコンピュータ制御を行うための検知マークを印刷している。この印刷が正確で、方向幕幅が一定でなければ正常に動作せず、動作に支障をきたし損傷する恐れがある。また、方向幕を取り付けている場所は高温になるため、標示内容及び検知マークを印刷しているインクが長期間にわたって品質が保持するよう、耐久性に優れている必要がある。

方向幕巻取機が当局には、現在2種類（㈱交通電業社製とレシップ㈱製）あり、バスが営業所間で車両移動した際に対応するためには、双方の機器にも正常に動作する方向幕が必要となる。

株式会社三彩工芸社は、当初から方向幕の製作・設計にあたり方向幕巻取機の製作会社と共同開発し、独自の技術で検知マークに使用する特殊インクの材質及び配合の開発を行っており、検知マークに関する技術は同業者の企業秘密であり、他社製品を代替品として使用することができない。

また、当局の方向幕は、当初から上記業者がデザイン及び仕様の開発、設計を行っており、標示内容をデータ化しコンピュータ管理しているため、デザイン及び仕様が既存の方向幕と統一され、標示内容の確認も正確かつ迅速に行えるので製作時間の短縮と、経費の削減を図ることができる。

(2) 業者選定理由

上記製品指定理由から、直接販売を行っている株式会社三彩工芸社と特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局自動車部整備課

(電話番号 6585-6469)

随意契約理由書

1 案件名称

空気呼吸器用面体 買入

2 契約の相手方

キンパイ商事株式会社 (承認番号 290064)

3 随意契約理由

大阪市消防局では、昭和63年度からドイツのドレーゲル・セイフティーAG社製自動陽圧型空気呼吸器を使用している。この空気呼吸器の各構造部は、製作会社であるドレーゲル・セイフティーAG社独自の設計に基づく各空気呼吸器用純正部品から成っており、他社メーカー品とは規格が異なり互換性がないため、他社製品を使用することができない。

また、上記空気呼吸器は、ドレーゲル・セイフティーAG社製であるが、ドレーゲル・セイフティージャパン(株)が日本における唯一の輸入販売会社であり、上記キンパイ商事(株)が空気呼吸器の同付属機器(部品)の販売に関する西日本地区唯一の販売代理店である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課 (電話番号 06-4393-6190)

随意契約理由書

- 1 案件名称
台車装置部品－5（空気ばね外筒組立（80系）外4点）買入
- 2 契約の相手方
住友商事株式会社
- 3 随意契約理由
 - (1) 製品指定理由
台車装置とは、高速車両における装置の中で車両走行及び減速に係わる機械装置の総称であり、車輪をはじめ、圧力空気によるブレーキ作用を車輪へ伝える基礎ブレーキ装置などが挙げられ、これらの各装置で構成して成立している。
本品は車両を構成する上で重要な装置のひとつであるほか、あらゆる走行条件下においても走行安全性を確保するための高度な信頼性が要求される。
本品は当局高速車両用として製作された住友金属工業株式会社製台車の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。従って、台車へ部品を装着するうえでも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品は使用できない。よって上記製品を指定する。
 - (2) 業者選定理由
本件物品は、住友金属工業株式会社製であるため、同社で唯一の代理店である住友商事株式会社の特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部 森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

随意契約理由書

1. 案件名称

レール削正車(RG-8)修繕(その2)

2. 契約の相手方

住友金属テクノロジー株式会社

3. 随意契約理由

- (1) 当局が使用しているレール削正車(RG-8)は、自走式保線作業用大型機械であり、レール波状摩耗を削正するものである。

今回修繕するレール削正車は、ハラスコレール社が独自に開発、製造したものであり、分解、組立調整及び構造については他社には公開しておらず企業秘密とされている。また、使用する部品は他の部品との適合性が必要となり、メーカー保証上、代替部品を使用することができない。

また、レール削正車(RG-8)は修繕後、正常に機能する為の性能保障(走行安全確保・作業成果)が要求されるものである。

- (2) 上記(1)の理由により、ハラスコレール社の唯一の代理店である、住友金属テクノロジー株式会社の特名を依頼する。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部工務管理事務所森之宮保線管区森之宮機械保線区

(電話番号 06-6969-0145)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）端バリ亀裂部調査及び溶接修繕

2 契約の相手方
川崎重工業株式会社

3 随意契約理由

端バリとは高速車両の構造体の一つであり、車体強度上重要な役割を担っている。端バリの亀裂が進展すると、端バリに取付けられている胴受装置の脱落など重大な故障を引き起こし、安全運行に支障を与える。

車両は装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。本修繕対象車両は、川崎重工業株式会社独自の技術で設計・製作されており、同社以外では安全かつ正確に修理を行うことは出来ない。

以上の理由により、本修繕において、川崎重工業株式会社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

床下戸閉三方コック（ボール） 買入

2 契約の相手方

ナブテスコ株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

本品はナブテスコ株式会社製の、当局高速車両用戸閉装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。

以上の理由により、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は、ナブテスコ株式会社製であり、他社で販売していないため、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

随意契約理由書

18

1 案件名称

高速車両用 戸閉機部品 その1 買入

2 契約の相手方

ナブテスコ株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

本品はナブテスコ株式会社製の、当局高速車両用戸閉装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。

更に本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品はナブテスコ株式会社製であるため、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速車両（10系・20系・新20系）運転状況記録装置設置に伴う継電器盤改造（1）
- 2 契約の相手方
株式会社カナデン
- 3 随意契約理由
平成17年4月25日に発生したJR西日本福知山線における列車脱線事故を契機として「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令」が平成18年7月1日に改正された。この改正に伴い列車の運転状況を記録する装置の設置が必要となった。
本件は、運転状況を記録する装置を設置するための車両改造の一連で当局10系及び20系車両のブレーキ継電器盤及び新20系車両ブレーキ継電器ユニットを改造するものである。ブレーキ継電器盤及びブレーキ継電器ユニットは、車両の保安機器であり、ATC出力継電器、非常ブレーキ継電器及び戸閉保安回路等の各種継電器類で構成されている重要な機器のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
本件で改造されるブレーキ継電器盤及びブレーキ継電器ユニットは、三菱電機株式会社が独自の技術で設計、製作されており、機器の構成、機能はもちろんのこと、既設の装置の動作を円滑にさせるよう設計を行い改造する必要がある。
従って、改造によって既設の装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、三菱電機株式会社以外には改造することが出来ない。
以上の理由により、本件は本装置単体のみの改造であるため、三菱電機株式会社の唯一の代理店である株式会社カナデンを特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

- 1 案件名称
ル-外1点買入
- 2 契約の相手方
株式会社カナデン

- 3 随意契約理由

- (1) 製品指定理由

今回購入する部品は、高速鉄道車両用ATC/O装置の取替部品である。

ATC/O装置とは、地上装置から送信される速度制限信号を車上装置で受信して、列車の速度を制限速度以下に自動的に制御する機能(ATC)と、あらかじめ本装置に設定した情報を元に、駅出発～次駅停車まで車両を自動運転させるための加減速指令機能(ATO)を持った装置であり、列車を安全に運行させるうえで必要不可欠なもので、常に正確に稼働させる必要がある。

本品はATC/O装置を構成している一部品であり、停車場に進入・進出する列車および、閉塞区間に進入する列車または入換運転をする列車に対して車内信号機の表示灯を点灯するための取替部品である。このことから製品の良否が営業運転上著しい影響を及ぼすため、安全運行上、高度な信用性が要求される。ATC/O装置全般に対する知識を元に設計、材料選定、制作されたものであり、部品制作時のデータ等は他社に公開しておらず企業秘密とされている。従って、部品を取り付ける上でも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、上記製品を指定する。

- (2) 業者選定理由

本製品は三菱電機株式会社の取替部品であり、同社が選定した製品は同社以外で購入することができない。ただし、車両用電気品の保守サービスに関しては三菱電機より保守業務移管を受けている株式会社カナデンが行っており、同社が保守部品の直接販売を行う。従って、直接販売店である株式会社カナデンを特名する。

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

以上

随意契約理由書

21

1 案件名称

80系用集電装置 カーボンすり板(2) 買入

2 契約の相手方

帝国カーボン工業株式会社

3 随意契約理由

当局今里線を走行する80系高速鉄道車両の集電装置は通称「パンタグラフ」と呼ばれ、電車線(DC1500V)から列車運行に必要な電力を取り込む装置である。

本品は、集電装置を構成している一部品であり、走行中においても絶えず架線と接触する必要があり、製品の良否が営業運転上に著しい影響を及ぼすため、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

帝国カーボン工業製カーボンすり板は、今里線において現車試験を実施し、製品使用において問題ないことは確認できている。引き続き当該の走行環境下での製品性能確認を実施する必要があるため製品を指定し購入する。

本製品は、帝国カーボン工業株式会社製であるため、直接販売店である同社と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6583)

以 上

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）路線案内表示器製造（3）

2 契約の相手方
株式会社交通電業社

3 随意契約理由

平成2年から平成9年にかけて大量導入された新20系車両に対し実施する中間更新※¹に併せ、車内リフレッシュ化を実施する。この車内リフレッシュ化※²の一環として、列車の進行方向や停車駅がわかる路線案内表示器、聴覚障がい者の方へ扉の開閉場所をわかりやすく表示する扉開閉予告灯の設置を行う。路線案内表示器は既設の車内案内表示装置の構成機器として追加するものであり、また、扉開閉予告灯への電源供給機能を有している。

本件で、路線案内表示器を追加する車内案内表示装置は、株式会社交通電業社製である。構成機器として本体や構成部品が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、株式会社交通電業社を特名する。

※1 中間更新：製造より約20年が経過し、車内設備及び主要機器の老朽化が進んでいるため、車両寿命までの延命のために車両中間更新として改造を実施する。

※2 車内リフレッシュ化：お客様へのサービス向上を目的とした客室内の改造を実施する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（新20系）主電動機（一部更新）改造（2）

2 契約の相手方
株式会社東芝

3 随意契約理由

当局新20系車両用主電動機については、製作後の経過年数増大に伴い故障率が増加してきており、延命処置として新20系主電動機一部更新を実施する。

主電動機は高速車両の台車に搭載され、制御装置から供給される電力により車両を走行させるための駆動力を発生させる装置である。また、主電動機に取付けられた速度センサにより車両速度を算出している。したがって、故障等が発生した場合には車両の加速・減速にも大きく影響を及ぼすため、製品の良否が営業運転上に著しい影響を及ぼすため、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件で一部改造する主電動機は、株式会社東芝が装置全般に対する知識を基に設計、製作されており、構造、製作時のデータ及び改造に要するデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。従って、一部改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、株式会社東芝以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、株式会社東芝を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6568-6583)

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速車両（新20系）可動式ホーム柵対応・中間更新に伴う伝送モニタ端末装置改造（2）

- 2 契約の相手方
株式会社交通電業社

- 3 随意契約理由

本品は、列車の行き先を表示する装置を制御する機能を有し、列車の各機器の情報伝送や列車情報の表示を行っている機器であり、より安全な列車運行を支援する役目を担っている装置である。

当局第1号線において可動式ホーム柵の運用が予定されており、可動式ホーム柵に対応する車両改造が必要となった。この車両改造にあたり、乗客と運転指令が連絡できる機能、乗務員を支援する機能を追加する必要があり、当局第1号線新20系車両の伝送モニタ端末装置の変更が必要となった。また、新20系車両の伝送モニタ端末装置は、製作後の年数の経過とともに機器を構成する部品の劣化や故障率が増加してきており、車両寿命までの延命処置として、一部更新を実施する中間更新を実施する。

本件で改造される装置は、株式会社交通電業社が装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。従って、改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、株式会社交通電業社以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、株式会社交通電業社を特名する。

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
運転状況記録装置設置改造部品（伝送端末装置付加器外2点）買入

2 契約の相手方
株式会社交通電業社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

平成17年4月25日に発生したJR西日本福知山線における列車脱線事故を契機として「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令」が平成18年7月1日に改正された。この改正に伴い列車の運転状況を記録する装置の設置が必要となった。

本製品は列車の状態情報を伝送している伝送端末装置の情報記録機能を付加する機器であり、株式会社交通電業社が列車の各機器とのインターフェイスにより列車の状態記録やその情報を乗務員に伝送する装置の付加器としてメーカー独自の技術で設計・製作されたものである。なお、本製品の構造及び相互の関連機構並びに設計図・製作時のデータ等については他社には公開しておらず企業秘密とされている。また、本製品の影響により接続される機器の動作を乱すことなく正常に機能するための性能保証が要求されるものである。

本製品は、当局車両の情報伝達装置として設計・製作されたものであり、一般的には販売しておらず、上記の性能を満たす製品は上記製作会社製しかない。

以上の理由により、上記の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は、株式会社交通電業社製であるため、直接販売店である同社を特名する。

4. 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
車体洗浄装置 修繕

2 契約の相手方
川重商事株式会社

3 随意契約理由

車体洗浄装置は、車両の外板および窓の汚れを清水洗浄又は薬液洗浄を行う装置である。この装置は、当局車両の車両構造、寸法に合わせて設計された装置であり、当局車両の外板、窓等に影響を及ぼさず、且つ効果的に洗浄できるように設計されている。この車体洗浄装置は、製作メーカーである川崎重工業株式会社独自の技術によって設計されている。また使用する部品の設計図やデータなどは、他社には公開しておらず企業秘密とされている。この装置が正常に機能するための性能保障上、川崎重工業株式会社以外は、修繕を行うことができない。

よって川崎重工業株式会社唯一の代理店である川重商事株式会社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部 車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

27

1 契約案件

台車立体格納装置 製造

2 契約の相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由

台車立体格納装置とは、軌道上の台車を直接転動し自動で格納する立体倉庫である。

当局では現在 2 種類の形状の台車を使用しており、これらの台車の形状は大きく異なるが同一路線を走行するため、軸距^{※1}と車輪形状は同一である。

このため本装置ではクレーン荷台^{※2}上に台車前後の車輪間に配送されて車輪に接触するプッシュプルローラ^{※3}を備えたフォーク^{※4}を設け、フォークの伸縮でプッシュプルローラが台車車輪を回転駆動させることでクレーン荷台と柵の間で台車を受け渡しが行える機構を用いている。台車立体格納において、台車枠等に直接接触し台車を受け渡す機構とした場合、台車形状等の変更や台車に付随する機器の変更に対応することができないが、本装置により当局の 2 種類の形状の台車の受け渡しが可能となり、今後、台車形状の変更を伴う改造や新形式の台車の導入にも本装置を変更することなく対応することができる。

また、当局においては、今後の可動式ホーム柵導入に伴う車両改造により、今まで以上に改修場の使用頻度が上がることから、限られたスペース（高さ 9.5m 幅 18.3m 奥行 9m）において、一定数量（計画では 20 台）の台車を収容する必要が生じるが、上記の機構を用いなければこの容量を確保することはできない。

以上の理由により、当局の台車を立体的に格納できる機構は本装置以外には無い。

本機構は(株)日立製作所独自の技術として特許申請し、公開番号（2001-240212）は取得済みであるため、他社ではこの機構を用いた装置の製造ができない。よって (株)日立製作所を特名する。

- ※ 1: 軸距とは、台車の輪軸間の距離で、走行性能に関与するため台車の種類が異なっても同一である。
- ※ 2: クレーン荷台とは軌道上の台車を格納柵まで移動するための可動する台である。
- ※ 3: プッシュプルローラは台車前後の車輪間に配送し車輪に接触し台車車輪を回転駆動させ台車を移動させるためのローラである。
- ※ 4: フォークはクレーン荷台に装備され、プッシュプルローラを配し伸縮することにより台車の引込、押出を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号及び政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (b)

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号 06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両用幌 買入

2 契約の相手方
株式会社成田製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

幌とは、車両と車両の連結面間に設け、乗客が隣の車両へと移動するときの落下防止、雨風の侵入防止の役目を行う、乗客の安全を確保する重要な装置である。

幌は、車両の曲線通過時における車両の偏奇に追従するため、伸縮性のある構造であり、走行する路線状況に合った形状でなければならないとともに、高い耐久性が求められる。

当局における車両試験の結果、上記条件を満たすのは株式会社成田製作所製幌のみであったため、同社製の幌を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は、株式会社成田製作所製であり、他社で販売していないため、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部 森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

随意契約理由書

29

1 案件名称

70系車両（中間更新改造車両）屋根絶縁塗装修繕

2 契約の相手方

川重車両テクノ株式会社

3 随意契約理由

70系車両は架空集電方式を使用しているため、屋根上面は難燃性の絶縁材料で覆われている。本件は、経年使用により性能が劣化したものを計画的に修繕するものであり、一定期間、列車の運用を休止して施工を行っている。

長期の列車運用休止は、列車運行スケジュールの都合上、定期検査時及び車両改造時のみである。

本修繕を行う車両は、既に「高速車両（70系）中間更新改造※」のため、改造受託者の工場に搬出されており、上記改造と併行して本修繕を行うことにより運用休止期間を短縮することができ、また列車運用上最も効率的である。

当該車両は、今改造時に屋根絶縁レベルの低下が確認されたため、絶縁塗装を行わなければ、絶縁低下のため、営業線に列車を供給できなくなる。

以上より本件は、契約日 平成22年12月6日、契約番号 第80039号の「高速車両（70系）中間更新改造」の受注業者である川重車両テクノ株式会社と随意契約するものである。

※：70系車両を構成している主要機器には電子機器が数多く使用されている。これらの電子機器は、経年劣化が起因する故障がみられ、また、車体外板や室内においても劣化が目立ち始めていることから、機器更新と車体改造を一括して行う改造。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号06-6585-6583）

随意契約理由書

- 1 案件名称
転落防止装置ラバースプリング 買入
- 2 契約の相手方
近畿車輛株式会社
- 3 随意契約理由
 - (1) 製品指定理由
本品は当局地下鉄車両用として製作された近畿車輛株式会社製連結面間転落防止装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。
さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。
よって、上記製品を指定する。
 - (2) 業者選定理由
本品は、近畿車輛株式会社製であり、他社で販売していないため、直接販売店である同社を特名するものである。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

救急車内消毒機一式買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

救急車内消毒機は、アルコール又はアルコールを主成分とした消毒剤を炭酸ガス（不燃性）と混合し、救急車内に噴霧することにより消毒する機械である。

消毒剤は揮発性を有するアルコールまたはアルコールが主成分であるため噴霧後の拭き取り作業を必要とせず、また電源を使わず炭酸ガス圧を利用して0.3MPaの高圧で微粒子（15ミクロン以下）の状態で消毒液を噴霧するため、短時間（約2～3分）で車内の隅々まで消毒ができるものである。また、救急車内に搭載しても活動に支障のない大きさのため必要があれば車載も可能である。

(2) 業者選定理由

本機種は新耕産業株式会社製であり、上記業者は大阪府における唯一の代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部救急課（電話番号 06-4393-6628）

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両（66系）中間更新に伴う制御装置（一部更新）製造（1）

2 契約の相手方
住友商事株式会社

3 随意契約理由

当局66系車両用制御装置については、製作後の年数経過に伴い故障率が上昇しており、車両寿命までの制御装置※1の延命処置として、66系制御装置一部更新※2を実施する。66系制御装置一部更新の対象装置として老朽が激しいインバータ装置、ゲート制御装置等の更新が必要となった。

インバータ装置、ゲート制御装置等は、制御装置の主要装置であり、安定した加速・減速性能を維持させる重要な役割を担っており、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件は、当局66系05編成に搭載している制御装置の一部更新するもので、これらの制御装置は、株式会社日立製作所製であり装置全般に対する知識および、装置を据え付ける車両の構造・ぎ装※3等を熟知し、設計、製作されたものである。改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるほか、設計、製作に関するデータは他社には公開されていないため株式会社日立製作所以外には改造することが出来ない。

以上の理由により、株式会社日立製作所の唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

※1 制御装置

車両を駆動する電動モータの動作を制御し、車両を加速・減速させる装置

※2 66系制御装置一部更新

66系制御装置を構成する部品及び機器において、老朽が激しい部品の更新を行い、車両寿命まで制御装置の性能を延命する。

※3 ぎ装

組み立てた車体に機械・電気部品や内装などを取り付けること。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速電気軌道第2号線新造車両（30000系）冷房装置予備品製造
- 2 契約の相手方
住友商事株式会社
- 3 特名理由
冷房装置とは、ずい道内を走行する地下鉄車両の夏季における高温多湿の環境条件に対し、温湿度を調節して車内の居住性を改善する装置である。
冷房装置は、車内での快適環境を乗客に提供するうえで必要不可欠なものであり、常に最適に稼働させる必要がある。
本件は、契約日 平成23年5月25日 契約番号2308000008「高速電気軌道第2号線新造車両（30000系）冷房装置製造」で契約した冷房装置（株式会社日立製作所製）の予備品として、本体あるいは構成部品単位で交換し、かつ、正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。
以上の理由により株式会社日立製作所の唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

以上

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速電気軌道第2号線新造車両(30000系)ATC車上装置予備品製造

- 2 契約の相手方
住友商事株式会社

- 3 特名理由
ATC車上装置は、地上装置から送信される速度制限信号を車上装置で受信して、列車の速度を制限速度以下に自動的に制御する装置で、列車を安全に運行させるうえで必要不可欠なものであり、常に正確に稼働させる必要がある。
本件は、契約日 平成23年5月25日 契約番号第2308000009号「高速電気軌道第2号線新造車両(30000系)ATC車上装置製造」で契約したATC車上装置(株式会社日立製作所製)の予備品として、本体あるいは構成部品単位で交換し、かつ正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。
以上の理由により株式会社日立製作所の唯一の代理店である住友商事株式会社を特名する。

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

以上

平成 24 年 2 月 2 日

契約管財局長 様

財政局税務総長
(担当：管理課 (管理グループ))

随意契約 (見積り合せ) 理由書

1 案件名称 : 徴税事務用発券機外 1 点借入 (その 2)

2 随意契約 (見積り合せ) の執行について

徴税事務用発券機外 1 点借入については、平成 24 年 1 月 23 日に事後審査型制限付一般競争入札として公示を行ったが、入札参加者がおらず不調となった。

仕様内容については前回と大きな変更はなく、問題はなかったと考えている。

徴税事務用発券機外 1 点については、市・府民税の確定申告会場に設置し、市民対応を円滑に行うため、市・府民税の申告期間中 1 日も欠かすことが出来ない物品であり、早急な契約の締結が必要である。

本来であれば事後審査型制限付一般競争入札にて再度入札の執行を依頼するところであるが、借入開始日が平成 24 年 2 月 8 日のため、日程的に不可能である。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき、随意契約 (見積り合せ) を依頼するものである。

3 見積業者選定

随意契約 (見積り合せ) については、昨年、同案件の公募型指名競争入札を執行した際に指名した業者を今回の案件の指名対象と考えている。なお、昨年の公募型指名競争入札において指名した業者は、次のとおりである。

業者名	住所	電話番号	担当者
(株)明光商会	大阪府大阪市中央区西心齋橋 1 - 1 2 - 5	06-6204-1611	佐野
ローレルバンクマシン(株)	大阪府大阪市中央区瓦町 4 - 8 - 4 住友生命瓦町ビル	06-6271-3171	堀

随意契約理由書

36

1 案件名称

連結栓支え外1点買入

2 契約の相手方

東芝トランスポートエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する物品は、高速鉄道車両用集電装置の取替部品である。

当局堺筋線、長堀鶴見緑地線、今里筋線を除く高速鉄道車両の集電装置は、第三軌条と呼ばれる電車線（直流750V）から列車運行に必要な電力を取り込む装置である。

本品は、集電装置を構成している一部品であり、車両へ連結栓を使用して給電する場合、差し込みプラグへの負担を軽減するため支えが必要となり、本部品を車両に取り付けた状態で走行する。このことから製品の良否が営業運転上著しい影響を及ぼすため、安全運行上、高度な信頼性が要求される。集電装置全般に対する知識を元に設計、材料選定、製作されたものであり、部品製作時のデータ等は他社に公開しておらず企業秘密とされている。従って、部品を取り付ける上でも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本製品は、株式会社東芝製集電装置の取替部品であり、同社が選定した製品は同社以外で購入することができない。但し、車両用電気品の保守サービスに関しては株式会社東芝より保守業務移管を受けている東芝トランスポートエンジニアリング株式会社が行っており、同社が保守部品の直接販売を行う。

従って、直接販売店である東芝トランスポートエンジニアリング株式会社を特名する。

4 根拠法令

本件は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6583)

以上

随意契約理由書

- 1 案件名称
擦り板組立 2点 買入

- 2 契約の相手方
東洋電機製造株式会社

- 3 随意契約理由
 - (1) 製品指定理由
本品は中量軌道車両用集電装置の保守取替部品である。
集電装置とは、架線から車両に電力を取り込む重要な装置であり安全運行上高度な信頼性が要求される。
本品は当局中量軌道車両用として製作された東洋電機製造株式会社製集電装置の取替部品であり装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。そのため取付の互換性並びに装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであるため同社製以外の代替品を使用することが出来ない。
又、本品は同社独自の技術で設計、製作されておりそれらに関するデータ等は他社には公開しておらず企業秘密とされているので同社以外で製作することはできない。
以上の理由により上記製品を指定する。

 - (2) 業者選定理由
本品は東洋電機製造株式会社製であるため直接の販売店である同社を特名する。

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所
(電話番号06-6681-9261)

随意契約理由書

1 案件名称

輪重測定装置 修繕

2 契約の相手方

八洲器材株式会社

3 随意契約理由

輪重測定装置とは、当局高速電気軌道車両の輪重※を測定する装置で、検車場内の平坦部のレールにセットし、車両を静止または低速（1～5km/h）で輪重測定装置の上部を通過させることにより車両の輪重を測定する装置である。

この輪重測定装置は、製作メーカーである新光電業株式会社独自の技術で設計・製作されており、構造、製作時のデータ及び分解整備組立に要するデータ等については、他社に公開しておらず企業秘密とされている。このため装置が正常に機能するための性能保証上、新光電業株式会社以外は、修繕を行うことができない。

よって、新光電業株式会社唯一の代理店である八洲器材株式会社を特名する。

※ 輪重・・・レールに及ぼす各車輪ごとの垂直方向の分担荷重

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6583)

以 上

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布(鶴見斎場)買入

2 契約の相手方

ホーコス株式会社

3 随意契約理由

(1)製品選定理由

今回買入の鶴見斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホーコス株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状(量・温度・流速・圧力損失等)を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホーコス株式会社製を選定するものである。

(2)業者選定理由

本部品は、ホーコス株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホーコス株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1 案件名称

合成制輪子(5) 外3点 その2 買入

2 契約の相手方

ナブテスコ株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

合成制輪子とは、高速車両の走行中における車輪回転速度を減速させるためのもので、運転士のブレーキ操作で車輪踏面に合成制輪子を押し付け、その摩擦力で回転速度を抑制する。

本件物品の合成制輪子(5)は、高い制動力の確保に必要な要素である「摩擦係数」を向上させる製法で製作されたものである。

また合成制輪子(7)は、車輪の「偏摩耗」「異常摩耗」を抑制するための特殊素材で製作されたものである。

上記について、十分評価が出来ている同社製合成制輪子(5)及び合成制輪子(7)を指定したい。

なお本件物品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

以上の理由により、直接販売店であるナブテスコ株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所
(電話番号06-6681-9261)

以上

随意契約理由書

- 1 案件名称
元空気ダメ管引通締切コック (1/2 平行ボール) 外3点 買入
- 2 契約の相手方
ナブテスコ株式会社
- 3 随意契約理由.
 - (1) 製品指定理由
本品はナブテスコ株式会社製の、当局中量軌道車両用空気制動装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。
更に本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。
以上の理由により上記製品を指定する。
 - (2) 業者選定理由
本件物品はナブテスコ株式会社製であり、他社では販売されていないため、直接販売店である同社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部 車両部 緑木車両管理事務所

随意契約理由書

1 案件名称

水道局庁内情報ネットワークシステム関係機器（増設分）長期借入

2 契約の相手方

東京センチュリーリース（株）

3 随意契約理由

現在、水道局庁内情報ネットワーク関係機器においては、契約番号第 191047 号により長期借入を行っている。

今回、セキュリティ対策として USB ポートの使用制限を実施するにあたり、ネットワークストレージ及びメールセキュリティ強化用ブレードの増設を行うこととなった。

本機器の導入にあたっては、平成 21 年度に導入したブレードサーバー機器へサーバー増設及びハードディスクの増設を行うため、増設装置の外寸法、形状、接続端子の規格が既存のものに搭載及び接続可能であること、且つ、マネジメントコンソールにて制御監視可能である仕様を満たす必要があるが、その仕様を満たす機器の型番、製造メーカーは既存の装置が保障する特定機器（NRX553AR 及び NRX292AR、PGX6262G6）に限定される。また、機器増設にあたっては既存シャーシのマネジメントブレード及びスイッチブレードの環境設定等を行う必要があるが、ブレードサーバーの知識を有していることはもとより、庁内ネットワークシステムの安定した運用を損ねることなく環境設定作業について当該業務が求める正確性を確保できるのは、上記業者が唯一である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部経営企画課 IT 活用担当（電話番号 06-6616-5411）

随意契約理由書

1 案件名称 ハイスピードマイクロスコープ一式 買入

2 契約の相手方 株式会社 キーエンス

3 随意契約理由

大阪市立科学館は学芸員が科学の事象をライブ実験・解説を行うサイエンスショーを実施し年間約 8 万人の見学者に好評を得ているが、気体・固体の爆発現象や結晶などの超微細な事象については参考映像を使った解説になっている。

本来、超微細な事象についてもライブで解説し、すべての事象が目の前で起こることにより、見学者が科学を身近に感じることができるものであり、現在の形態では見学者に満足のいく実験を提供できていない。

上述の事象をライブで見学者に提供し、科学への興味を喚起するためには、ハイスピードマイクロスコープを導入する必要がある。

サイエンスショーでの科学事象をハイスピードマイクロスコープで撮影・紹介する際には、実験内容や規模により様々な状況での使用が想定されるため、持ち運びや設置・接続、操作が容易であるモニタ・メモリ・光源が一体化されたもので、且つ微細な事象の本質を観察することができる動画を撮影するため最大撮影速度 200,000fps 以上のハイスピードマイクロスコープを導入する必要がある。

上記仕様を有しているハイスピードマイクロスコープは株式会社キーエンスが製造している VW-9000SP1529 のみであり、またその製品については株式会社キーエンスのみの直販となっている。

上述の理由により、本業務を遂行できる業者は株式会社キーエンスのみであるため上記業者と契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

ゆとりとみどり振興局文化部博物館群担当（電話番号 06-6469-5184）

※平成 24 年 1 月 5 日付け直販証明書は、ゆとりとみどり振興局で保管。

随意契約理由書

1 案件名称

ブリキぜんまい電車 買入

2 契約の相手方

株式会社赤い電車

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

市営交通を利用される市民・利用者に対し、当局交通事業にますます親しみを持って頂くようさらなる周知・広報を図ることを目的に、当局においては従来から様々なオリジナルグッズの製作・販売を行っている。

大阪市交通局オリジナルグッズ製作について、平成 23 年 12 月 5 日付けで募集した公募型コンペティション方式による企画提案において、当局審査員により検討を行った結果、上記商品を選定した。

(2) 業者選定理由

「ブリキぜんまい電車」は上記会社が企画提案したものであり、デザイン・設計は著作権上の保護を受けるもので、この仕様かつこのデザインで製作できるのは株式会社赤い電車のみである。

したがって、株式会社赤い電車を選定する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

交通局総務部企画課

(電話番号 6 5 8 5 - 6 2 4 2)

随意契約理由書

1 案件名称

テスト用ICカードシステム中継装置製造

2 契約の相手方

株式会社日立製作所

3 随意契約理由

本業務は、駅務システム検証室に設置を行うテスト用ICカードシステム中継装置（以下、「テスト用中継装置」とする。）の製造を行うものである。

現在稼働中の中継装置は、各駅に設置する駅務機器・駅制御装置から伝送されるICカード利用データのデータ集約やスルッとKANSAIセンタへの情報照会データの中継を行い、スルッとKANSAIセンタへ一括伝送及び情報照会などを行うと共にスルッとKANSAIセンタから伝送される整時データやICカード利用停止データなどのデータ中継を行い、同データなどを駅制御装置・駅務機器へ配信並びに交通局内利用時の収入金清算データなどを受信するもので、ICカードシステムとして、負荷分散・リスク分散を担った装置である。

現在稼働中の中継装置は、ICデータ等機密性の高いデータを取り扱っておりセキュリティデータの保護を行い高信頼性、耐久性等を保証する必要がある。このため、製造に際し日本サイバネティクス協議会の会員でなければならず、且つスルッとKANSAI協議会が定める共通ICカードの各種基本仕様書の開示を受けている必要がある。

また、機器内部には同社が独自に開発した機構（ソフト・ハード）が内蔵されており他社には公開していない。さらに、スルッとKANSAI協議会ICカード規約により、各社局がICカードシステムを導入する際には、スルッとKANSAI仕様で整備されていることが求められており、現時点では株式会社日立製作所だけが認定されている。

今回、製造を行うテスト用中継装置は、現在稼働中である中継装置の機能並びに性能を満たす装置で無ければ、新たなサービスの運用開始後に駅業務の混乱やお客さまに対して、多大なご迷惑をお掛けすると共に公共交通として、信頼を失墜させるような重大な事故へと発展することが予想される。

そのため、スルッとKANSAIセンタサーバとテスト用中継装置が正常に機能するには、スルッとKANSAIセンタサーバの開発者である株式会社日立製作所でなければ性能保証できず、関連する他の設備およびシステムに支障をきたした場合に実運用に多大な影響を与えるため、他社では責任を持った対応は行えない。

よって、上記理由により、株式会社日立製作所を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局 鉄道事業本部 電気部 電気課

(Tel.06 - 6585 - 6758)

随意契約理由書

1 案件名称

ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析計 修繕

2 契約の相手方

株式会社 ジェイ・サイエンス関西

3 随意契約理由

本契約におけるポストカラムーイオンクロマトグラフ分析計（日本ダイオネクス株式会社製 DX-320、以下「本装置」という。）は、本装置特有の成型及び加工の技術仕様に基づき、一般に販売されていない精密部品によって製造された装置です。

本修繕には、性能保障を確保する必要があり、本装置専用で一般に販売されていない精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

なお、上記業者は、本装置製造メーカーにおける大阪府内唯一の代理店であるため、これらの条件を満たすことのできる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所 豊野分室（電話番号072-825-4710）

随意契約理由書

- 1 案件名称
66系主電動機部品（リード線）（1）
- 2 契約の相手方
株式会社東芝
- 3 随意契約理由
 - (1) 製品指定理由
本製品は、主電動機と主電動機の制御を行う制御装置とを接続する部品である。
主電動機は高速車両の台車に搭載され、制御装置から供給される電力により車両を走行させるための駆動力を発生させる装置である。したがって、故障等が発生した場合には車両の加速・減速にも大きく影響を及ぼすため、製品の良否が営業運転上に著しい影響を及ぼすため、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
本製品は、株式会社東芝が装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ装置への取付の互換性を要するので、同社製以外の代替品を使用することができない。よって上記製品を指定する。
 - (2) 業者選定理由
本件物品は、株式会社東芝製であり、他社では販売していないため直接販売店である同社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道技術本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入

2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

3 随意契約理由

(1)製品選定理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状(量・温度・流速・圧力損失等)を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

(2)業者選定理由

本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1 案件名称
簡易型自動体外式除細動器一式買入 (その2)

2 契約の相手方
(株)アダチ

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

簡易型自動体外式除細動器は、心停止した傷病者の心電図を解析し、必要に応じて除細動を行うための資器材であり、類似製品と以下6点について比較検討した。

- ・ 二相波形式であること
- ・ 小児に除細動を実施するための小児用モード機能を有し、電極パッドを交換することなく全年齢層に除細動を行うことが可能であること
- ・ 小型軽量であり消防隊所有の救急バッグにも収納可能で車載時に他の警防資器材の積載及び人員の乗車の障害とならないこと
- ・ 防塵性及び防水性に優れ (IP55以上)、火災現場や救護現場等の悪環境下においても、機器の動作に支障をきたさず使用できること
- ・ 測定したデータを有線 (データカード等) でパソコンに転送し出力できること
- ・ 日本国内における薬事法上の医療機器承認を受けていること

上記すべてを満たすものは(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製のハートスタート FR3のみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

製品指定理由は別紙のとおり。

(2) 業者選定理由

本製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であり、販売元はレールダルメディカルジャパン(株)である。レールダルメディカルジャパン(株)は、日本国内の消防機関における(株)フィリップスエレクトロニクスジャパンの唯一の医療機器販売代理店であり、(株)アダチはレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
消防局警防部救急課 (電話番号 06-4393-6632)

随意契約理由書

1 案件名称

日本信号製自動改札装置（梅田駅外15駅）製造

2 契約の相手方

日本信号株式会社

3 随意契約理由

上記の自動改札装置は、日本信号株式会社製であり、自動改札機、中央制御機及び監視盤から構成され、各駅の改札口に設置しているものであり、日本鉄道サイバネティクス協議会の標準規格に準拠する各種乗車券（普通券・定期券・磁気カード・ICカード）を乗客が利用することにより、その乗車券の情報を読取、解読して、乗車経路などの正否判定を行い、入出場処理（磁気券処理・印字処理・パンチ処理・ICカード処理など）を行うものである。

今回の自動改札装置製造はコーナ全機の更新ではなく、一部機器の更新であるため、現行機器との併設が発生する。自動改札装置は、1コーナにつき自動改札機（複数台）・中央制御機（1台）・監視盤（1台）から構成された1つのシステムとして動作しており、他社の自動改札機を設置した場合、中央制御機や監視盤との通信ができず自動改札機からデータ伝送ができなくなるため、他社自動改札機の併設は不可能である。

また、本機器は乗車券のエンコード、料金データ等の機密性の高いデータを扱うため、これらセキュリティデータの保護を行い、高信頼性、耐久性等を保証することが必要になる。このため、日本鉄道サイバネティクス協議会の会員でなければならず、かつ関西SF運営委員会のセキュリティ仕様の開示を受けていなければ、上記自動改札装置製造は不可能である。

これらの理由により、上記業者に随意契約方依頼致します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令第10条第1項第2号及び政府調達に関する協定第15条第1項（d）

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課

（電話番号06-6585-6756）

随意契約理由書

1 案件名称

東芝製自動改札装置（東三国駅外22駅）製造

2 契約の相手方

株式会社東芝

3 随意契約理由

上記の自動改札装置は、株式会社東芝製であり、自動改札機、中央制御機及び監視盤から構成され、各駅の改札口に設置しているものであり、日本鉄道サイバネティクス協議会の標準規格に準拠する各種乗車券（普通券・定期券・磁気カード・ICカード）を乗客が利用することにより、その乗車券の情報を読取、解読して、乗車経路などの正否判定を行い、入出場処理（磁気券処理・印字処理・パンチ処理・ICカード処理など）を行うものである。

今回の自動改札装置製造はコーナ全機の更新ではなく、一部機器の更新であるため、現行機器との併設が発生する。自動改札装置は、1コーナにつき自動改札機（複数台）・中央制御機（1台）・監視盤（1台）から構成された1つのシステムとして動作しており、他社の自動改札機を設置した場合、中央制御機や監視盤との通信ができず自動改札機からデータ伝送ができなくなるため、他社自動改札機の併設は不可能である。

また、本機器は乗車券のエンコード、料金データ等の機密性の高いデータを扱うため、これらセキュリティデータの保護を行い、高信頼性、耐久性等を保証することが必要になる。このため、日本鉄道サイバネティクス協議会の会員でなければならず、かつ関西SF運営委員会のセキュリティ仕様の開示を受けていなければ、上記自動改札装置製造は不可能である。

これらの理由により、上記業者に随意契約方依頼致します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令第10条第1項第2号及び政府調達に関する協定第15条第1項(d)

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課

（電話番号06-6585-6756）

随意契約理由書

1 案件名称

オムロンソーシアルソリューションズ製自動改札装置（難波駅外27駅）製造

2 契約の相手方

オムロンソーシアルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

上記の自動改札装置は、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社製であり、自動改札機、中央制御機及び監視盤から構成され、各駅の改札口に設置しているものであり、日本鉄道サイバネティクス協議会の標準規格に準拠する各種乗車券（普通券・定期券・磁気カード・ICカード）を乗客が利用することにより、その乗車券の情報を読取、解読して、乗車経路などの正否判定を行い、入出場処理（磁気券処理・印字処理・パンチ処理・ICカード処理など）を行うものである。

今回の自動改札装置製造はコーナ全機の更新ではなく、一部機器の更新であるため、現行機器との併設が発生する。自動改札装置は、1コーナにつき自動改札機（複数台）・中央制御機（1台）・監視盤（1台）から構成された1つのシステムとして動作しており、他社の自動改札機を設置した場合、監視盤との通信ができず自動改札機からデータ伝送ができなくなるため、他社自動改札機の併設は不可能である。

また、本機器は乗車券のエンコード、料金データ等の機密性の高いデータを扱うため、これらセキュリティデータの保護を行い、高信頼性、耐久性等を保証することが必要になる。このため、日本鉄道サイバネティクス協議会の会員でなければならず、かつ関西SF運営委員会のセキュリティ仕様の開示を受けていなければ、上記自動改札装置製造は不可能である。

これらの理由により、上記業者に随意契約方依頼致します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令第10条第1項第2号及び政府調達に関する協定第15条第1項（d）

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課

（電話番号06-6585-6756）